

川崎市消防局訓令第14号

局内一般

消防署

川崎市消防職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年9月30日

川崎市消防長 望月 廣太郎

川崎市消防職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市消防職員の育児休業等に関する規程（平成４年消防局訓令第８号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項を次のように改める。

法第１９条第１項の規定による部分休業（同項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認の請求、同条第２項の規定による申出（以下「第２項申出」という。）及び同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）は、部分休業簿（第４号様式）により行うものとする。

第７条第２項中「（条例第２３条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を削り、同条に次の１項を加える。

３ 消防長は、第２項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第３項変更をしなければ条例第２３条の５に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第３項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第４号様式（１）及び第４号様式（２）を次のように改める。

第4号様式（1）

部分休業簿

申出対象期間		年度	
--------	--	----	--

所	属	氏	名	職	員	コー	ド

請求に係る子	氏	名	続柄等	生	年	月	日
				年	月	日	

申出	申出年月日	申出の内容	※ 「申出の内容」欄には、①又は②を記入する（「変更後の内容」欄も同様とする。）。				
	年 月 日		① 1日につき2時間を超えない範囲内 ② 1年につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内				

変更（第1回目）	変更年月日	変更後の内容	変更が必要	な	事	情	特別の事情の有無	人事課長の確認	押印欄
	年 月 日								

変更（第2回目）	変更年月日	変更後の内容	変更が必要	な	事	情	特別の事情の有無	人事課長の確認	押印欄
	年 月 日								

備考									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注) 1 承認の請求の場合は、請求に係る子の氏名、職名との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等のいずれか。写しでも可）を添付すること。
2 第1号部分休業の承認の請求の場合は第4号様式（2）を、第2号部分休業の承認の請求の場合は第4号様式（4）を用いること。
3 第1号部分休業の承認が職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第4号様式（3）に記入すること。

第 4 号様式（2）

年度

整理番号	※ 第 1 号部分休業の承認の請求をする期間			請求年月日	承認可否	所属 → 消防局				備考
	年 月 日	毎日は 曜日等	時 間				押印欄			
1	年 月 日から 年 月 日まで		時 分から 時 分まで	年 月 日						
2	年 月 日から 年 月 日まで		時 分から 時 分まで	年 月 日						
3	年 月 日から 年 月 日まで		時 分から 時 分まで	年 月 日						
4	年 月 日から 年 月 日まで		時 分から 時 分まで	年 月 日						
5	年 月 日から 年 月 日まで		時 分から 時 分まで	年 月 日						
6	年 月 日から 年 月 日まで		時 分から 時 分まで	年 月 日						
7	年 月 日から 年 月 日まで		時 分から 時 分まで	年 月 日						
8	年 月 日から 年 月 日まで		時 分から 時 分まで	年 月 日						
9	年 月 日から 年 月 日まで		時 分から 時 分まで	年 月 日						
10	年 月 日から 年 月 日まで		時 分から 時 分まで	年 月 日						

（※印の欄は請求者が記入する。）

第4号様式（2）の次に次の2様式を加える。

第 4 号様式（3）

年度

整理 番号	第 1 号 部 分 体 業 の 承 認 を 取 り 消 す 期 間				押 印 欄			備 考					
	年	月	日	時 間									
1	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時	分まで			
2	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時	分まで			
3	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時	分まで			
4	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時	分まで			
5	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時	分まで			
6	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時	分まで			
7	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時	分まで			
8	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時	分まで			
9	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時	分まで			
10	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時	分まで			

(捺印の欄は請求者が記入する。)

第4号様式（4）

第2号部分休業の時間数										時間		分													
※ 整理 番号	※ 第2号部分休業の承認の日		※ 請求をずる期		※ 請求時間 数	※ 残時間数	※ 請求年月日	承認の 可否	押印欄			備考													
	年	月	日	毎日は 曜日等									時	分	時	分	間								
1	年	月	日から	年	月	日まで				時	分	から	時	分	まで				時間	分	年	月	日		
2	年	月	日から	年	月	日まで						時	分	から	時	分	まで				時間	分	年	月	日
3	年	月	日から	年	月	日まで						時	分	から	時	分	まで				時間	分	年	月	日
4	年	月	日から	年	月	日まで						時	分	から	時	分	まで				時間	分	年	月	日
5	年	月	日から	年	月	日まで						時	分	から	時	分	まで				時間	分	年	月	日
6	年	月	日から	年	月	日まで						時	分	から	時	分	まで				時間	分	年	月	日
7	年	月	日から	年	月	日まで						時	分	から	時	分	まで				時間	分	年	月	日
8	年	月	日から	年	月	日まで						時	分	から	時	分	まで				時間	分	年	月	日
9	年	月	日から	年	月	日まで						時	分	から	時	分	まで				時間	分	年	月	日
10	年	月	日から	年	月	日まで						時	分	から	時	分	まで				時間	分	年	月	日

(※白の欄は請求者が記入する。)

附 則

この訓令は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。